

金山町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	金山町技能労務職員				民間（山形県）			A / B
	職員数	平均 年齢 (歳)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額（A） (円)	対応する 民間の類 似職種	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額（B） (円)	
全 体	6人	52.2	370,550	390,755	-	-	-	-
調理師	1人	*	*	*	調理師	39.2歳	215,400	*
学校業 務員	2人	*	*	*	用務員	53.9歳	225,900	1.9
運転手	3人	48.0	335,933	358,911	自家用乗 用自動車 運転手	45.7歳	182,200	2.0

金山町の「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種の基本給の平均である。

金山町の「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査によるものである。

民間データは、平成19年民間給与実態調査（人事委員会）において公表された係数を使用。業務員については、全国計のデータを使用。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。（公務員の技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間データでは、「フルタイム労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。）

個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は個人情報が特定されるため、各項の欄をアスタリスク(*)としている。数値のない欄については、(-)としている。

(2) 年齢別職員数

（平成20年4月1日現在の年齢）

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	~ 23歳	~ 27歳	~ 31歳	~ 35歳	~ 39歳	~ 43歳	~ 47歳	~ 51歳	~ 55歳	~ 59歳	以上
全 体							1	1		1	3	
調理師										1		
業務員											2	
運転手							1	1			1	

(2) その他給与に関する事項

ア 給料表 技能労務職給料表

国の行政職俸給表（一）をもとにした独自給料表（級なし・通し号給）

イ 技能労務職員に係る手当

対象となる手当には、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当がある。また、技能労務職員にかかる特殊勤務手当については、平成18年に見直しを図り撤廃している。

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を基準として昇給している。

2 技能労務職職員にかかる採用並びに給与等に対する基本的な考え方

（1）採用等に関する考え方

当町では、早くから職員定数の適正化に取り組んできております。特に技能労務職員については、平成7年度より正規職員の新規採用は行っておらず、必要に応じて臨時職員で対応してきています。そのため、職員数は徐々に減少し、現在の技能労務職員の在職者は6名のみとなっています。しかも、平成21年度から向こう5年間で、更に4名が退職見込みであり、その後は2名のみとなる見込みですが、その場合も退職者の補充は行わず、臨時職員の採用及び業務委託などにより対応することを基本的な方針とします。

（2）給与等に関する考え方

当町の技能労務職員数にあっては現在6名のみであり、比較的年齢の高い職員が多くなっていることから、民間の事業所の類似職種職員の給与と直接比較することは困難であるものの、引き続き、国、県及び近隣市町村の動向を注視しつつ、より適正化の水準に向けて見直しを行っていくものとします。